

令和7（2025）年9月30日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第28回総会議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第28回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年9月30日(火)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第5条許可処分取消申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農地法第3条許可申請について  
議第6号 農用地利用集積等促進計画案について  
議第7号 令和7(2025)年度柏崎市農業委員会の意見書について  
議第8号 柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時

伊比事務局長

皆様大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、これから第28回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものです。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人であります。欠席報告2人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は25人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

それでは、2番 小柳 直樹委員、19番 平野 松夫委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第5条許可処分取消申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第5条許可処分取消申請について、御説明いたします。

申請番号1 土地の所在地 畔屋、外1筆、地目 畑、面積 145m<sup>2</sup>。申請事由 販売用住宅敷地の拡張を取り止めたため。農地区分 第2種でございます。

本件につきまして、当初、譲受人が販売を目的に譲渡人から住宅、住宅敷地及び隣接する申請地を取得するに当たり、農地法第5条許可を受けましたが、契約が破談となり、転用計画を取り止めたことから、許可処分の取消を申請するものです。

申請地は2筆となっており、所有権移転登記はされておらず、所有者は譲渡人のままとなっております。

申請地2筆のうち1筆につきましては、許可以前に譲渡人の亡き父が車庫を建築し、現在は住宅の敷地の一部となっていることから、追認許可を受けております。もう一つの申請地については、転用が未着手であり農地の状態となっております。

車庫が建築済の1筆につきましては、引き続き、譲渡人が隣接する住宅及び敷地と一体的に販売することを計画していることから、議第2号 第4条許可申請 申請番号1において改めて申請がされております。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表1ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 1 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 畔屋、畠、109 m<sup>2</sup>。販売用住宅敷地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、議第 1 号 第 5 条許可処分取消申請 申請番号 1 で御説明させていただきましたとおり、現在、車庫が建築済であることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで改めて追認許可を求めるものです。

今後、申請者が個人で住宅及び申請地を含む敷地を販売する予定となっております。

申請番号 2 柳橋町、田、196 m<sup>2</sup>。貸駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 49(1974)年頃から近隣住民のための貸駐車場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 2 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異

議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 朝日が丘、外 2 筆、畠、1752 m<sup>2</sup>。集合住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が建売住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が集合住宅を建築するものです。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 劍、外 1 筆、田、1939 m<sup>2</sup>。農地利用。第 1 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が特定建築条件付売買予定地として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が農地として利用するものです。

議第 5 号 第 3 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 朝日が丘、外2筆、畠、1752m<sup>2</sup>。集合住宅。第3種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 北斗町、外1筆、田、330m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号3 両田尻、外1筆、田、368m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号4 森近、畠、46.28m<sup>2</sup>。一般個人住宅敷地の拡張。第2種でございます。

本件につきまして、譲受人は本市への転居を予定しており、申請地の隣接地において住宅の建築を完了しております。申請地につきましては、転居後、住宅敷地における家庭菜園として利用する予定となっております。

申請番号5 中浜一丁目、畠、66m<sup>2</sup>。販売用住宅敷地の拡張。第3種でございます。

譲受人につきましては、自身が所有する住宅及び敷地を販売する予定ですが、隣接する申請地により形状が不整形となっていることから、申請地を取得して住宅の庭とし、利便性を高めた上で販売することを計画しております。

申請番号6 中田、外5筆、田、767m<sup>2</sup>。住宅兼店舗敷地の拡張及び貸事務所、貸車庫、貨物置敷地。第3種でございます。

譲受人につきまして、自宅の敷地内において自動車販売会社を経営しているほか、個人で自宅の一部を店舗とした飲食店を経営しております。申請地につきましては、親戚である譲渡人から借り受け、昭和60(1985)年頃から平成にかけて造成工事を行い、当該住宅兼店舗の敷地の一部として利用しているほか、自身が経営する会社に事務所、車庫、物置の敷地として貸し出していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号7 北斗町、外1筆、田、481m<sup>2</sup>。駐車場及び資材置場。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は建設用資材の販売を行っている法人であり、資材運搬用車

両の駐車場及び資材置場を必要としていることから、申請地を利用する計画となっております。

申請番号 8 田塚二丁目、外 2 筆、田、131 m<sup>2</sup>。資材置場。第 2 種でございます。

本件につきまして、譲受人は建築塗装工事や住宅リペア工事等を行っている法人であり、工事現場用の資材等の保管場所を必要としていることから、申請地を利用する計画となつております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農地法第 3 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 から 5 について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a 当たりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 納、外 1 筆、田、1,939 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 2 高柳町岡田、畠、66 m<sup>2</sup>。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 3 安田、田、33 m<sup>2</sup>。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 4 畔屋、畠、499 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。

申請番号 5 加納、畠、98 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の 5 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 5 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 7 ページから 40 ページを御覧ください。議第 6 号「農用地利用集積等促進計画案について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間 5 年の計画については、地目 田及び畠 8 筆、面積 5,707 m<sup>2</sup>、設定期間 6 年の計画については、地目 田 4 筆、面積 3,993 m<sup>2</sup>、設定期間 10 年の計画については、地目 田、畠及びその他 967 筆、面積 904,657.55 m<sup>2</sup>、設定期間 17 年の計画については、地目 田及び畠 24 筆、面積 12,247 m<sup>2</sup>です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 7 (2025) 年 11 月 28 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 7 号 令和 7 (2025) 年度柏崎市農業委員会の意見書について」、事務局の説明を求めます。

伊比事務局長

議案書 41 ページをお開きください。議第 7 号「農用地利用集積等促進計画案について」、御説明申し上げます。

意見書の内容については、後ほど農政会議の安野代表から説明をしていただきますが、「意見書の取りまとめの経過」と「今後に予定」について、私から説明します。

はじめに、「意見書の取りまとめの経過」です。

7 月 24 日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員へ、意見の募集し、3 名の委員から意見を寄せられました。

8 月 8 日と 9 月 2 日に農政会議を開催し、委員の意見を踏まえ、意見書の案を取りまとめました。その後、9 月 16 日に運営会議を開催し、意見書案の協議を行い、本日、議案を上程しました。

次に、「今後の予定」ですが、本日、御承認を経たら 10 月 8 日に会長以下運営会議のメンバーと、農政会議の委員により、市長へ手交する予定です。

私の説明は以上です。

続いて、内容の説明を安野代表からお願いします。

No, 3 安野 檢一農政会議代表

昨年の意見書と内容が大きく変わっている。昨年は 7 項目あったが、方向性が違うとのことから見直しを行い 2 項目とした。

1 つ目は、昨年から始まった地域計画の中で、面的集積など農地の有効利用が取りざたされていた。全国的に見ても平場ではある程度進んでいるが、中山間地で面的集積を図ることが一番の課題である。当市においても中山間地の手立てが必要である。しかし、農林水産省は直接支払を始め、色々な手立てをしていると言うが、現在の時代に沿っているか検証されていない。中山間地域直接支払制度は、平成 12(2000)年に創設されたが、その後単価の見直しが行われていない。約 25 年前と比較すると、諸物価や人件費等が上昇している現状である。中山間地の農地をどのように市の農業産業として継続させていくか、市も考えてほしい。市が実行、実現できることは知れているため、今回の意見書は、市からことあるごとに国や県に見直しの方向性を検討課題として話しをしてもらいたい。それにより、市の財政負担が増えるかも知れないが、市の中間地の農地を守っていくために要望してほしいというやうなものである。

2 つ目は、渇水対策である。ポンプの購入や燃料費の補助や、消雪用の井戸水を有効利用するためのルール作り、また、山手に耕作していない農地があれば、ため池を設置できるような事業をつくり、中山間地の農地を残せるような対策をお願いするものである。

以上、2 つの項目でまとめたので、皆さんから御理解をいただき、市長へ意見書を提出したい。

石塚議長

ただ今の事務局及び安野代表からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 8 号 柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、事務局の説明を求めます。

伊比事務局長

議第 8 号「柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、御説明申し上げます。

本年 9 月 8 日に一般社団法人新潟県農業会議所から、今年度に入り、全国で不祥事が続けて発生しているとの連絡があった。

行政委員会である柏崎市農業委員会としては、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならないところであるので、本日の総会において、社会的役割の重大さを再認識するとともに、同様の事案が発生しないよう、「法令遵守の申し合わせ決議」を行いたいと考えている。

全国の不祥事の事例は、資料 1、資料 2 で配付しているので、決議の参考に御覧をいただきたい。

決議内容を読みます。

「柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底すること。

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日

柏崎市農業委員会

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

議案については以上で終了いたします。

事務連絡等を事務局よりお願いします。

伊比事務局長、和田主任

(その他連絡事項)

石塚議長

今ほどの説明に御意見・御質問等ございましたら、発言お願いします。

— 意見・質問なし —

石塚議長

よろしいですか。それでは、各会議の代表者の方、連絡・報告等ございましたらお願いします。

— 意見なし —

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午前 10 時 50 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長 石塚道宏

署名委員 小柳直樹

署名委員 平野松夫

## 出席状況（総会議席表）

(令和7年9月30日現在)

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	欠	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野検一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員		17人	欠席委員		2人
計 19人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	出
9	堀正則	欠	23	瀧江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	出	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員		25人	欠席委員		2人
計 27人					

農業委員会事務局職員

事務局長 伊比孝、係長 大橋大、主任 和田一美、主事 吉田文香